

運用報告書の適正性に関する確認書

2021年4月20日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
インフラファンド発行者名	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 (コード: 9283)
執行役員	
代表者の役職・氏名 (署名)	藤原 勝

本投資法人の執行役員である藤原勝は、本投資法人の2020年8月1日から2021年1月31日までの第8期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識する理由は以下の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務等をアールジェイ・インベストメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に全て委託しております。また、計算に関する業務、会計帳簿の作成に関する業務及び税務に関する業務は PwC 税理士法人（以下「一般事務（計算・会計・税務）受託者」といいます。）に、機関の運営に関する一般事務及び資産の保管に係る業務を三井住友信託銀行株式会社に、投資主名簿管理に係る一般事務を三菱 UFJ 信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております。

2. 運用報告書の作成プロセス

一般事務受託者が作成した会計帳簿及び税務顧問が計算した税金の金額をもとに、本資産運用会社にて必要な情報を収集・集約した上で運用報告書の原案を作成し、会計監査人による監査を受けております。本投資法人の執行役員である私は、本資産運用会社より運用報告書が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人の役員会へ提出し、承認を受けた後、当該運用報告書を投資主に発送しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、投信法第 130 条に基づく監査報告書を受領しています。また、会計監査人から当該監査結果の説明を受け、重要な指摘事項がないことを確認しております。
- (2) 本資産運用会社においては、本資産運用会社が定める社内規定に基づき、必要な内部手続きを経て、当該運用報告書の提出について承認していることを確認しております。
- (3) 本資産運用会社におけるコンプライアンスの取組について、執行役員である私より本投資法人の役員会において逐次報告をしております。
- (4) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議または報告されております。

以上